

令和7年度 第2回文京区障害者地域自立支援協議会運営会議 議事録

日時 令和7年11月06日（木）午前10時03分から午前12時02分まで

場所 オンライン開催（Zoom）

<会議次第>

1 議題

(1) 令和7年度障害者地域自立支援協議会専門部会からの報告

- | | |
|----------------|---------------------|
| ①相談・地域生活支援専門部会 | 【資料第1-1号】 |
| ②就労支援専門部会 | 【資料第1-2号】 |
| ③権利擁護専門部会 | 【資料第1-3号】 |
| ④障害当事者部会 | 【資料第1-4号】 【資料第1-5号】 |
| ⑤子ども支援専門部会 | 【資料第1-6号】 |
| ⑥全体を通じた意見交換 | |

(2) 令和7年度第2回障害者地域自立支援協議会（全体会）について

【資料第2号】

2 その他

<出席者>

高山 直樹 会長、志村 健一 副会長、樋口 勝 相談・地域生活支援専門部会長、
新堀 季之 権利擁護専門部会長、向井 崇 子ども支援専門部会長
障害者基幹相談支援センター、障害者就労支援センター、社会福祉協議会、
障害福祉課障害福祉係

<傍聴者>

なし

事務局：それでは、定刻となりましたので、令和7年度第2回文京区障害者地域自立支援協議会運営会議を開催します。

お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。

本日は、オンラインでの開催としております。ご発言時のみミュートを解除し、お名前を名のっていただいてからご発言ください。

また、本日は会議録の作成のため録音、録画をしております。ご議論いただいた内容は、後日、会議録の案を作成し、皆様にご確認いただいた後、区ホームページ等に掲載いたします。

まず出欠について、就労支援専門部会の瀬川部会長からご欠席のご連絡をいただいております。それから高山先生がご都合により適宜入退室されるとお聞きしております。よろしくお願いたします。

それでは、事前に送付しております資料の確認をお願いいたします。

次第、資料第1-1号 相談・地域生活支援専門部会報告資料、資料第1-2号 就労支援専門部会報告資料、資料第1-3号 権利擁護専門部会報告資料、資料第1-4号 障害当事者部会報告資料、資料第1-5号 障害当事者部会報告資料別紙、資料第1-6号 子ども支援専門部会報告資料、資料第2号 令和7年度第2回文京区障害者地域自立支援協議会全体会の概要案、以上が事前に送付している資料でございます。

次に、本日の流れについてご説明いたします。

次第をご覧ください。

議題1につきましては、各専門部会長からご説明をいただきまして、部会ごとに質疑を行います。最後に全体を通した意見交換をさせていただければと思っております。

議題2につきましては、全体会について事務局よりご説明をいたします。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

ここからの進行は志村副会長にお願いしたいと思っております。志村先生、よろしくお願いたします。

志村副会長：はい、よろしくお願いたします。

まず、各専門部会からの報告ということになるかと思っておりますけれども、相談・地域支援専門部会ということで、これは樋口部会長からご報告いただけるということによろしいでしょうか。

樋口部会長：はい。本富士生活あんしん拠点の樋口です。ご報告させていただきます。

相談・地域生活支援専門部会の実施状況について、今年度2回の部会を開催しております。第3回は12月に予定しております。

内容としては、大きく二つの項目を議論しています。

一つは、支援を円滑に引き継いでいく方法として、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する65歳の引き継ぎチェックシートという、支援者に向けてのマニュアルを昨年度作成して、今年度はどんなふうに活用していくかという点について話し合いを進めています。

本年度は、その作成できたチェックシートを、指定特定相談支援事業所・駒込地区障害福祉勉強会・訪問看護連絡会・文の京ケアマネ会、四つの会にて実際に利用して、こんなふうに65歳になると障害福祉サービスから介護保険に移行するので、計画相談やケアマネと協力してスムーズに移行できるようにという説明や、事例を基に障害福祉サービスを使えるものは使って問題ない旨をお話ししていく予定です。

こうした研修や勉強会を通して、高齢分野の方と顔の見える関係ができて、スムーズに65歳から介護保険が使えることを目指して、現在、話し合いを進めていて、この四つの会議体でその勉強会をやる予定で進めています。

この件に関しては、ワーキンググループを中心に検討して、それを部会へ報告するような形を取っております。

次に、暮らしをサポートする仕組みということで、今年度は、身体障害の方に関しての事例を扱いながら、実際に文京区でどのように生活されているのかという視点から、文京区で何が足りていないのか、何が充実しているのかという点を、グループワークを基に話し合っております。

第1回目は、30代の身体障害のある重度訪問介護を利用されているような方が、どんなふうに生活されているかというところで話し合いをしています。

グループでいろいろ話し合いをしたのですが、共通して、地域生活安心拠点や、相談支援専門員との連携の重要性が挙げられていたと思います。あとは居宅介護、重度訪問介護、移動支援などの制度的支援に加えて、民生委員だったり、ボランティアだったり、当事者団体などのインフォーマルなつながりの活用も必要ではないかという点で、事例の方が、先輩が一人暮らししているのを見て、私も一人暮らししてみたいんだという事例の方だったということもあり、そういうインフォーマルなつながりがすごく大事なのではといった話も出ました。

一方で、バリアフリー住宅だったり、グループホームが不足していたりというような地域

課題も出ていたかと思います。

2回目は、30代の車椅子の女性の事例を基に、30代の女性ということで、ちょっとおしゃれに気にかけていたりとか、移動支援なんかも、友達として、支援者ではなく友達みたいな感じで接してほしいというご希望もあったり、好きなアイドルだったんだと思いますが、推し活もされていて、フォーマルなサービスだけに頼らないでインフォーマルなつながりがすごく重要なんじゃないかということが各グループで挙がっていたかなと思います。

学生ボランティアや地域の先輩、当事者との交流、あとは短期的な自立体験の場などを整備して、地域資源を生かしたアイデアが出されたのではないかと思います。

全体としては、本人主体の暮らしとか、その人らしい自己実現をどう支えるかということが中心のテーマになっていたんじゃないかなと思います。

このような形で議論を進めている状況です。

以上で、相談・地域生活支援専門部会の報告を終わらせていただきます。

志村副会長：はい、樋口さん、ありがとうございました。

私自身はこの部会のほう、出させていただいておりますので、状況を理解しているんですけども、いかがでしょうか、ほかの部会の皆さんから何か質問等があればお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

障害者基幹相談支援センター：基幹相談支援センターの高田です。こちらの相談・地域生活支援専門部会の事務局を担っております。1点追加をさせてもらってもよろしいでしょうか。

支援を円滑に引き継いでいく方法のところ、四つの会でご周知をさせていただくとご紹介させていただきました。

実は、この資料作成時には本決まりではなかったんですけども、保健師さんからも説明の場をいただけることになりました。こちら、11月28日に保健師さんの集まり、本庁の保健師さんと本郷支所の保健師さん、あと、各課に出ている保健師さんも含めて、皆さん集まる機会があるということでしたので、その中でも、こちらのチェックシートについてご周知させていただくことが決まりましたので、補足させていただきます。

以上です。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

部会の成果物としてチェックリストができたということが非常に大きな成果でありまして、それを今後、区内の中で専門職の方々が中心に、今の高田委員の報告にもありましたけれども、広げていただくこととなります。

全体会のところで一度、皆さんに見ていただいているかと思いますが、その後の大きな変更はないので問題ないかと思いますが、何かほかにご質問等があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

大きく分けて、今のチェックシートの総仕上げというか、広げ方の話と、それから今年度の大きな特徴として、事例を用いて検討しているという辺りが、非常に今年度の相談支援専門部会、地域専門部会の大きな特徴かなと思います。

これは極めて個人的な感想ですが、第1回目の事例のところでは、フォーマルな部分の中核になっていたような気がしますけれども、2回目の女性の事例は、彼女の生活の質に視点が向けられていて、推し活とか、友人関係とか、ボランティアなところ、インフォーマルな部分にもすごく皆さん気を配っていただいた、そんな事例検討ができたのは豊かな成果かなと思っています。

今後、地域の中での暮らしの継続ということを考えてときに、まさにその引継ぎもそうなんですけれども、お仕着せのありきたりの枠にはまったものではなくて、その人らしい豊かな生活ができるという意味では、大事な視点を共有できたというのは、すごく大きな成果かなと思っています。

毎回、事例検討をしたときに、各グループの報告をしていただいて、グループの方々の話し合いを全体に分ち合うような、そういう機会も設けさせていただいているので、自分たちのグループではなかった視点をお互いに学び合うということも、すごくいい機会になっているかと思います。できれば、若い支援者の方々にも入っていただいて見ていただくと、本当にいわゆる従事者の支援ということに関しても役に立つのかと思いますけれども、また、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。大丈夫そうでしょうか。

それでは、相談・地域生活支援専門部会の報告はこれで終わりにいたしまして、続いて、就労支援専門部会の報告をお願いしたいと思います。

こちら、藤枝委員からご報告をお願いいたします。

障害者就労支援センター：はい。事務局の就労支援センター、藤枝よりご報告をさせていただきます。

今年度、就労選択支援について、その内容をどう地域の中で取り組んでいくのかを中心に取り組んでまいりまして、就労支援専門部会のほうは7月と10月に行っています。ワーキンググループのほうも作りまして、8月、9月に行っていて、来週、第3回のワーキンググルー

ブを行う予定です。

また、この自立支援協議会とは別の動きになるんですが、3区の合同検討会という形で、就労選択支援事業について、部会の内容とも連動しながら動いております。こちらについても簡単に、本日、共有させていただければと思っております。

取り組んだ内容としましては、就労選択支援事業を地域の中で考えていく上で必要になる項目として七つを挙げておりまして、青色の1、2、7のところは主に就労支援専門部会とワーキンググループの中で取り組み、真ん中のオレンジ色のところ、3、4、5、6のところを3区の合同検討会のほうで検討してまいりました。

内容については部会のほうで報告をしたり、あるいは部会のほうでいただいたご意見を3区の合同検討会のほうに上げたり、そんな形で進めております。

第1回の就労支援専門部会のほうでは、主に、就労選択支援事業についての説明とともにグループワークを行いまして、キャッチコピーとチラシ内容の検討を行いました。こちらは当日、たくさん出していただいたキャッチコピーを整理した表になります。「はじめて」・新制度を強調するとか、自己理解・強みを発見というのを押し出していく、未来・選択肢拡大というのをテーマにして、伴走・共創、行動促進・利用呼びかけ、そういったようなテーマでキャッチコピーを出していただきました。

ここの中から、後ほどもご説明いたしますチラシのほうにも、一部、キャッチコピーを加えさせていただいております。どれも本当にそうだなというキャッチコピーが多くありました。

チラシ内容の検討のところでは、そもそも就労選択支援事業がどういう内容なのか、対象者がどなたなのか、支援内容はどうか。そのほか、利用料金や区内の就労選択支援事業の情報、利用申込方法といった、どういった内容をチラシに加えると、より分かりやすくなるかというところでご意見をいただきました。いただいたご意見を基に、チラシ案を作成して、ワーキンググループの中でも検討しております。

こちら、10月31日、つい先日、第2回のほうを行ってございまして、検討事項として、チラシ案の検討と、あと、このチラシというのが理解・周知のためというよりは、必要な方に、身近な支援者の方が就労選択支援事業について説明する際に使えるものとして作成しております。ただ、このチラシ内容に全て入れようとする、非常にボリュームが多くなってしまい、文字も多くなってしまいうので、別途、支援者説明用のマニュアルを作成し、あんちょこのような形で、それも使いながら情報提供していただけるようなものを作成しております。

あと、キャリアブリッジシートという就労引継ぎ表という、今、名称のところは3区合同検討会のほうでも検討中のところではあるんですが、いわゆるアセスメントを取った後のアセスメント結果のシートと同様の、アセスメントを取った後、ご本人様にフィードバックする、そのシートを就労引継ぎ表という形で、どういう項目を入れていくのか、必ずこの項目はしっかりフィードバックをしていこうねというような形で検討したものを作成して、ご意見をいただいております。

ワーキンググループ、こちら、9事業所の皆様にご協力いただいて、本日もご参加いただいておりますが、基幹相談支援センターさんと、あと、放課後等デイサービスJOYさんのほうにも、就労支援専門部会委員ではないんですが、やはり就労選択支援事業にも大きく関わってくるというところもあって、相談の基幹相談支援センターさんと、児のほうからJOYさんのほうにもご参加、ご協力いただいております。

こちら、先ほどのチラシの最初の案なんですが、第1回ワーキンググループの中でこのチラシ案の内容を検討しまして、意思決定支援とか、そういったキーワードを盛り込んだほうがいいんじゃないか、ご覧のように、非常に字が多い、テキストが多いので、極力少ないほうがいいんじゃないか、あと、説明用に特化したバージョン、先ほどの会員マニュアル等もあるといいんじゃないかというご意見をいただきました。

9月18日、第2回を行ってございまして、先ほどのチラシ案を修正したものをまた再度検討し、あと、区内の社会資源を皆で出し合って、それぞれが就労選択支援事業のステージ、フェーズにどう関わってくるのかというのを意見出ししました。

たくさん社会資源のところも出ているんですが、入り口のところは、ほぼほぼ多くのところに関わってくるのではないかと。つまり、情報提供をするというところについては、どこも最初の窓口として知っておいていただけるといいんじゃないかという点と、あと、多機関連携会議についても、その方に関係する関係者の方が参加するとなると、これも多くの関係機関が関わってくるんじゃないかということで、見えづらいですが写真の通り、入り口とケース会議の「ケ」という箇所には、一番多く丸がつかまりました。

また、11月に第3回ワーキンググループを予定しているんですが、今度はこの各関係機関、関係者が具体的にどう就労選択支援事業に関わっていくのかというのをより具体的に棚卸していく内容でグループワークをする予定になっています。

こちらが先ほどもお見せしたチラシで、先日の就労支援専門部会、10月の第2回の部会のほうでは、こちら、特に修正等のご意見がなかったかなと思いますので、こちら、微修正を

して、最終的には、福祉課の方にご確認いただいて、周知のほうを進めていければなと思っております。

こちらは簡単に共有させていただければと思いますが、3区の合同検討会という形で、参加メンバーとしては千代田区、中央区、文京区の就労支援センターと、就労選択支援事業を検討あるいは実施予定の事業所さんに参加いただき、実施しております。

内容としましては、アセスメントツール等の共有や、フィードバックシート、先ほどの就労引継ぎ表と同じものになりますが、アセスメントした結果、どうぞ本人にフィードバックをするか、その項目の検討や、多機関連携会議でどういう項目を押さえていかないといけないか、そういった内容で検討を進めています。

3区の合同検討会のほうも、こちらも11月を予定していて、最終的に、先ほどの就労引継ぎ表の内容を、就労支援専門部会でいただいたご意見も持ち寄って、検討してまいりたいと思っております。

フィードバックシート項目、先ほどの就労引継ぎ表の項目で、3区合同検討会の中で扱ったものになるんですが、フィードバック項目として、強みとか、できているところ、よかった点、必要な合理的配慮事項、あと、ご本人からの感想欄、就労選択支援事業を受けて、フィードバックを受けてみてどう感じたかとか、あと、支援者から提供した情報、そういったものも盛り込むところで、今、作成をしているところです。

後々、このフィードバックシート、就労引継ぎ表というものが、ご本人が就労選択支援事業を使った後、ちゃんと引き継いでいかれるように、ただただ就労選択支援を使った結果だけではなくて、その後の就業生活においても活用していけるようなものとして考えております。

9月合同研修会では、主にアセスメントツールのご説明という形ではありますが、54名の方にご参加していただきました。

さらに、アセスメント実施について、就労選択支援事業で対応し切れない、ニーズに応え切れない、例えば作業場面のアセスメントであったりとか、環境であったりとかがあった場合に、ほかの区内の事業所さんでご協力いただけそうか、あるいは区内でどういうアセスメントが取れる作業場面の事業者さんがあるのかというのを把握するためのアンケートとして実施しています。ちょうど先日、区内の就労系の事業者さんにはお送りさせていただき、12月中には恐らく全て、3区ともに集計できるかと思っておりますので、またご報告できるかなと思っております。

もう一つ動いていますのが、モデル事例という形で、実際にやってみないとなかなかイメージがつかないというところもあって、就労選択支援事業の流れについて1回やってみようということで、今、進めております。

参加メンバーとしては、合同検討会の就労選択支援事業実施予定の事業所、各地域でご協力いただける事業所のご利用者様、同事業所の支援者の方、就労支援センター、場合によっては、その利用者さんに関わっている関係機関の方にもご協力いただいて、多機関連携会議のイメージなども含めて、どう進めていけばいいのか、改善していくポイントはどこにあるのかというのを整理していく予定になっております。

ご報告、以上になります。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

私はこちらの部会も出させていただいているんですけども、この10月から1か月たったところですけども、新たな就労選択支援事業という枠組みのものが始まりまして、それに関する事を、藤枝さんを中心にかなり先駆的な取組をしていただいております。

就労支援専門部会の話ではありますが、全ての部会の皆さんに関連しているところで、幾つか問題点を共有しておきたいと思います。1点目、これは私自身の学びでもあるんですが、これまで文京区の様々な生活地域の話を、相談とか地域生活の話をしてくる中で、特に住居の問題等を考えていく際に、文京区はずっと家賃が高いと言われていて、その結果、住居を求める知的障害のある方や精神障害の方々が、隣の豊島区とか、北区とか、そういった辺りに住居、グループホームなどを求めていくような、そういった動きがあったかと思うんですね。そちらから文京区内の事業所に通っているところで、ほかの区との連携というと、私のイメージでは豊島とか北区の滝野川地区とか、どちらかというとその辺りのイメージが強かったんですけども、今回のこの3区合同会議は千代田区、中央区なんですね。恐らく就労移行の流れの中で出てきたときに、仕事の間がそういう方面にあるのかなということで、文京区を中心にして生活の間と就労の間と、かなり広い他区との連携が必要になってくる、そういう時代になってきているんだということは、皆さんで共有しておいていただけるとよろしいかと思っております。

それに伴って、今回のこの就労選択支援事業ですけども、枠組みとしては、相談の中に入り込んでくるという、そういうことがありますので、相談・地域生活支援専門部会の方々とも密に連携をしていかないといけない。事業所、就労選択支援事業を経過して、どこを利用するかというのは決まっていく、あるいは、どこでフォローしていくのかといったときに、

これはやっぱり計画相談の中でフォローしていくという、そういった大きなことが起こってくる枠組みがあるんだということ、そういった辺りの共有をしておかなければならないんだろうと思います。

それから、ただいま藤枝さんからの報告もありましたけれども、今回、文京区の中では1事業所さんが手を挙げてくださっている。こちらも部会の中で共有されましたけれども、これまでIT系の就労支援をやられている事業所さんだということでした。つまり、様々な作業のアセスメントをやるときに、ここ1か所だけでは全てのことをやり切れないと。そうすると、区内の事業所の皆さんにも協力を求めなければならない。そのときに、区内の事業所のほうはどういう受入れをしたらいいんだろうか、その際の人的な補償、金銭的な補償はどういうことになっていくんだろうかなどなど、課題が本当に山積みだなという状況です。

藤枝さんに本当に先駆的に動いていただいています、夏に北区の自立支援協議会のほうに傍聴として出てきたんですけれども、この就労支援選択事業の話になると、文京区は先駆的に進められているから、そういうところに学んでいきたいという、そんな報告が北区の自立支援協議会の中で話されているわけですね。ですから、先ほどの生活の場のところとも重なってきますけれども、ぜひ、就労支援専門部会、あるいはこの1か所の事業所さんだけということではなくて、自立支援協議会全体として、文京区全体の事業所に関係していただいて、しっかりと取り組んでいかなければいけないという辺りを私自身は共有させていただいている次第です。

いかがでしょうか。まだ、始まったばかりでよく分からないというようなことがあるかもしれませんけれども、お気づきの点等があれば、あるいは心配な点等があれば、限られた情報にはなるかもしれませんが、かなり藤枝さんにも先駆的にいろいろ動いていただいているので、答えられる範囲の中でお答えいただけるかと思うので。よろしいですか。

それでは時間の関係もありますので、次の話のほうに進めさせていただければと思います。

いずれにしましても、これは新たな動きということになりますので、今後、様々な情報交換をしていただきながら進めていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、権利擁護専門部会の報告をお願いいたします。

新堀部会長：権利擁護部会、新堀でございます。では、かいつまんでご報告を申し上げます。

まず、権利擁護部会ですが、第1回を7月23日、第2回を昨日、11月5日に開催してございます。

資料につきましては、昨日の会議録は間に合っておりませんので、添付しておりますのは

第1回目の7月の開催分でございます。

資料第1-3号でございますが、ご覧いただきましたとおり、任期の3年の最初の1年ということもありまして、部会長及び副会長の選任と、これまでの権利擁護部会の流れ、活動経緯について新しい部会委員の方にもご説明することと、自立支援協議会と部会の関係についてのご説明と、この3か年において、どのような検討をしていくか、どのような進め方をするかということについて、皆さんと協議をしたというのが第1回でございます。

第1回目では、基本的にその3か年目終わりに、何か成果物を出すのか、そこまでできなくても報告書なりをまとめるのか、はたまた政策提言、もしくはそれに近いことまでできないかという話も含めて検討したところでございますが、3年かけて検討していくテーマとして、どのようなことが、いわゆる権利擁護を進めるに当たって分かりやすく、また、取り組むべきものなのか、皆さんからご意見をいただいたところでございます。

大きくは、成年後見制度というのは大きいところでございますが、現在、民法改正の動きもありますので、そこについて、また成年後見制度そのものの普及が実際権利擁護部会の主な目的ではなく、そもそもの権利擁護とは何か、あるいはそういったことを浸透させていくこと、部会のテーマとしましては、権利擁護の周知と連携というところを挙げてございますので、権利擁護部会だけで検討して何か形をしていくのではなく、他とも連携をして、権利擁護そのものを広く広めていくというような活動にしていくために検討するテーマとしてはどのようなものが適当か、いろいろなご意見をいただきました。

第2回は、ここでお礼も含めてご報告をさせていただきますが、現状、権利擁護部会ではいろんなテーマを取り上げて検討したいということを考えているところで、第1回で挙げたテーマ案に、ほかの部会からももしご意見があれば、ということで多数ご意見をいただきましたところでございます。この場を借りまして御礼申し上げます。

そういった意見も踏まえまして、テーマ案として、昨日、皆様に検討していただいたところでございますが、ベースとしましては、誰の権利なのか、誰が考えたものなのか、つまり、それが本当にご本人の意思なのかということの間違えないようにしなければならないということは、通底するものであり、それを部会の中だけではなく、いろんな活動の中に、それが通底するものとして理解されているかということを検討、十分考慮すべきであろうというご意見もいただきましたので、それも踏まえた上で、どういう方向で検討していくか、その辺りをもう少し詰めて、また、皆さんと検討していくことと、次年度以降、全体で話しても話が深まるということはなかなか難しいということもありますので、複数テーマが決まりまし

たら、それについて、物によってはワーキンググループ、そうでなくてもグループワークとかで、内容についてもっと細かく詰めていこうという計画でいるところでございます。

それにつきまして、一つは、テーマがある程度絞れましたら、そもそも誰の権利なのかということを考えていくに当たって、当事者部会の方にご意見をいただきたいということがベースでございますので、どのような質問形式であれば答えやすいかということも、ご意見、アドバイスをいただきながらそれを詰めて進めていきたいのですが、実際にどのようなことでお困りか、どんなときに権利擁護とか、そういったものの観点を広めたらいいか、そんな参考になるようなご意見をいただければなというふうに考えているところでございます。

また、活動におきましても、実際の趣旨や方法について自立支援協議会でお諮りいただき、ご許可いただいたものにはなりますが、その後、ほかの部会とコラボできるものがあれば、そういったものも進めていって、いわゆる連携の部分をどのように広めていくかということをもう少し検討し、今後、進めていきたいと考えているところでございます。

現状としましては、次回の自立支援協議会までに、今後の動きについて、ある程度まとまったものをできたらお示しし、ご了承いただけましたら、次年度以降、ほかの部会に趣旨説明及びコラボであるとか、そういったご協力依頼をしながら深めていきたいというふうに考えているところでございます。

簡単ですが、ご報告は以上でございます。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。権利擁護専門部会ということで、これまでも進め方が非常に難しいというお話をいただいておりますけれども、それでも非常に大事な部会ですので、今年度も着実に様々な議論をしていただいているということがよく分かりました。意思決定支援とか、その辺りのところとも極めて重要な関わりのある部会ということになっているかと思えます。

今、権利擁護専門部会のほうに、当事者の委員の方というのは入られていますでしょうか。

新堀部会長：はい、お二人ご参加いただいております。

志村副会長：その方はもちろんですけれども、今後、当事者部会ともコラボレーションというように進めていくような話なんですけれども、事例検討みたいなものというのは、グループワークで行うようなことはいかがですか。

新堀部会長：前回、成果物としてガイドラインを作ったときには、各分野の方から事例をいただいて、それこそ精神障害と知的障害の方のポイントとしてどういう見方がいいのか、

ライフイベントがいいのか、そういった議論も含めて、何か人生の転機となったときに何を考えて、どういったところに相談したらいいのか、もしくは生活、ライフサイクルの流れの中で、この時期にはどういった相談、援助の仕組みがあるかというのを分かりやすくしようというのがガイドラインになりますが、これもぜひブラッシュアップして、どんな人が使いやすいのか、また、将来像をどのように、いろんな立場の方がいらっしやると思うんですが、それを見て、いつ頃には何を考えたらいいいのかということが想像しやすくなり、共有できるようなツールになればいいなというご意見もいただいていますので、そちらの部分も進めていきたいと考えております。

また、ご質問をいただいたとおり、当事者委員の方もご参加いただいておりますので、貴重な、根底になるような意見もいただいております。一つは、皆さんの話が難しくくて分からないと言われたのですが、それこそ権利侵害かなという話をしております。また、目の見えない方も参加いただいておりますが、最初に私から、そういう方もいらっしやるので、発言前に名乗るようにとご説明をしながら、私が名のらないで話し出すことも。やはり細かいことにはなりますが、気遣いとかそういった部分も含めて進めていくことも重要になるのかなと考えているところです。

実際、点字、点訳した案内も昔から作ってはいたのですが、そもそも点訳に対して晴眼者用の文字がついていないので、いつの時代でここに何が書いてあるか、説明者が分からないという。そういったものも、本来、使いやすいものにするにはどうしたらいいか、ということも考えなければいけないなというご意見もいただいているところです。

志村副会長：はい、ありがとうございます。

会議そのものの情報アクセスというところも大事なご視点ですね。

相談・地域生活支援専門部会のほうで引継ぎシートみたいなものを作っていただきましたけれども、実際、その引継ぎシートをご本人と一緒に使って行く中で、そこで必要となる権利擁護の視点というのはどういうことだろうかとか、あるいは、先ほど就労の話も出ましたけれども、就労選択支援事業における権利擁護って一体どういうことだろうかという、まさに今、文京区で大事なところ、動いているところをご報告いただきましたけど、やっぱりその各ポイントで権利擁護の視座というのは必要になってくるはずなんですよね。だから、もしかすると、その辺りのところなんかを、ほかの部会と当事者部会ももちろんですけども、コラボしながら何か事例の検討みたいなことがあっても、この自立支援協議会でやっている意図が、より明確になるかなんていうことも話を伺いながら思いました。

自立支援協議会とは別ですけれども、おととい、文京区の差別解消委員会が開催されました、そこでも様々な話がされましたけれども、合理的配慮の在り方とか、その辺りにおいても、実際に建設的な対話をどういうふうに進めていくのか、そのときの権利擁護の在り方など、本当に権利擁護のところというのは、まさにバックボーンというか、大事な柱になるかと思うので、常に頭のところに置いておかなきゃいけないんだろうと思いますけど、それぞれの部会と関係して権利擁護部会との話、ご報告について、いかがですか、大丈夫そうでしょうか。

それでは、新堀さん、ありがとうございました。

権利擁護専門部会の報告を以上にさせていただきます、続いて、障害当事者部会の報告をよろしくお願ひします。

これは基幹のほうからの報告ということでよろしいでしょうか。

障害者基幹相談支援センター：はい。事務局の基幹のほうから報告させていただきます。高谷です。よろしくお願ひいたします。

当事者部会は今のところ1回、2回と開催しておりまして、第3回を12月15日に予定しております。

第1回の内容としましては、部会長の選任、6年度の部会の振り返り、あと、7年度の取組についての検討協議を行ったという形になっております。

7年度の当事者部会長を中山雅美委員にお願いすることになりました。あと、6年度は防災をテーマに、防災館での防災体験ツアーや、体験後のインタビュー、その報告を踏まえての災害・防災についての意見交換を行ってまいりました。その防災から考えるというところで、民生委員の方との交流も実施してきた流れをくみ、また大きなテーマであるため6年度だけで終わらせるのはもったいないというお話や、当事者委員の方たちからも、防災に関してはもう少し深めていきたいというご意見もありまして、7年度に関しては、引き続き防災について深めていきたいと思いますということを、第1回でお話しいたしました。

具体的には、災害時の医薬品について、ご自身が飲んでおられるお薬ですとか、ふだんから使っておられるお薬が災害時にも手に入れられるのかというところのご心配の声が上がりましたので、第2回部会に関しては、薬剤師会さんや、行政にも確認をしてみて、それについてのご報告をさせていただきます。

薬剤師会さんに問い合わせた内容への回答としましては、所属の薬剤師の方が、それぞれ災害時に配置される救護所というのがあらかじめ割り当てられていて、災害時にはお医者様

の指示の下で薬剤師としての活動を行うということと、あと、お薬の備蓄については、基本的にふだんから使うような風邪薬だとか、痛み止めだとか、そういったものに限られていて、精神科薬などの専門性の高いお薬は、区の行政の担当となっていますよというお返事をいただきました。

それを踏まえてなんですけれども、生活衛生課のほうにも問合せをさせていただきまして、これについて、一応、資料第2号というのでPDFにした問合せ内容、お返しいただいたものを皆様にはお配りして、読み合わせをさせていただきました。

簡単に説明をさせていただきますと、災害時でもお薬が手に入るのかというところは、震度5以上の震災が発生したときには、文京区には33か所の避難所が開設されて、それぞれに医療救護所というものが開設されます。それぞれにお薬が備蓄されているけれども、今、言いましたように、痛み止めや解熱剤、湿布などの品目が限られています。

では、私のふだん飲んでいるお薬はどうなるんでしょうというところは、まず、避難所に開設される医療救護所に相談したけれど、私の飲んでいるお薬はなかった、備蓄されていなかったとなったら、文京区の災害薬事センターからお薬を調達していただけるように、救護所のほうをお願いをしてくれます。その災害薬事センターというのは、文京区が災害時に設置する、お薬に関することにセンターです。災害時薬事センターのほうは、お薬、卸売販売業者とお薬を発注してくれて、在庫がないときには災害薬事センターから東京都に調達を依頼しますと。文京区と東京都という2段階の仕組みになっていますということです。

そういったときに処方箋がないと薬はもらえないんでしょうかというような質問もありました。災害時に関しては、処方箋がなくてもお薬を手に入れることができる場合が、必ずということではないんですけれども、ありますというところで、例えば大きな災害が起こったために、お医者さんに、実際、診てもらえないときですとか、処方箋をもらうのが難しいときなどになります。そういったときには、国の判断により、例えば能登半島地震のときには、お薬の服用歴だとか、お薬手帳やマイナンバーカードを活用して、お薬情報を確認してお薬をもらうことができましたよという例がありましたというご報告をしました。

災害時には、お薬のシステムがうまく働かなくて、お薬手帳が皆さんのそれぞれの唯一の確認方法になる可能性がありますので、避難時には必ずお薬手帳を持っているようにしてくださいというところと、あと、そういう災害が起こった直後には、お薬の流通が止まる可能性を考えて、いつも自宅には予備薬を保管しておいてくださいと。おおよそ7日分ぐらいとお薬手帳を持って避難をしてください、ということをお伝えしました。

災害時には予測できないことがたくさん起こりますので、いざという時のために、皆さん、自分たちが今からできることは何か、どんなお手伝いやサービスがあると助かるかなどの意見を出し合って、できる限りの安心、安全が確保できるように一緒に考えましょうということで、第2回のほうはお話をさせていただきました。

こちらが、文京区生活衛生課への問合せ内容になっておりまして、その内容を事務局のほうから説明させていただき、その内容を基に、皆さんのお薬手帳の管理方法や、服薬状況、マイナンバーカードの作成の有無、避難行動要支援者名簿のほうに登録されているかどうかについて、お話を伺って意見交換をしました。

というのが、第2回の一つ目、医薬品についてというところと、もう一つ、防災アドバイザー派遣事業というのを文京区のほうでやられているので、そちらを活用して、第3回でこういう防災アドバイザー派遣事業の防災訓練みたいなことをしてみてもいいんじゃないかというのをご説明と提案をさせていただきました。

防災アドバイザーの方にも第2回にご参加いただき、ふだん行っていらっしゃる活動ですとか、訓練などについてもご説明をいただきました。ふだん、小学校、保育園、自治会、マンションなどの防災訓練ですとか、防災シミュレーションをやられているというご説明をさせていただきました。

その上で、各委員の方の災害時の不安事の共有や、どういった訓練がしたいかという意見交換を行いました。具体的には、視覚障害のある方や、車椅子ご利用の方には、発災時には避難所までたどり着けるのかというお話ですとか、災害用トイレの組み立て方など、設置体験を希望するようなお話を伺っているところです。

この第2回の内容を踏まえまして、第3回、12月15日に関しては、防災アドバイザーの方に防災シミュレーションを実施していただく予定です。

ご報告、以上になります。

志村副会長：高谷さん、ありがとうございました。

いかがでしょうか。今の当事者部会のご説明ということでしたけれども、継続的に災害に関連した活動を行っていただいているということですのでけれども、何か質問やコメント等があればお願いしたいと思います。

障害者就労支援センター：感想という形になってしまいましたが、この防災の取組、とても素晴らしいなと思ってお伺いさせていただきました。防災の話を伺うと、いつも思うのが、企業に勤めている方は、もし災害が起きたときに、基本的にはその企業でしっかり対策を

取っていくという形にはなるとは思いますが、実際に大きな災害が起きたときに、果たしてそこで対応し切れるのかなと。あと、企業の側としても、例えば事業所がある地域のそういったリソースなどをご存じなのか、ご存じであるところもちろんあると思いますが、なかなか分からない企業さんも多いのかなと思うと、企業の方も非常に知りたい、知っていただくといい情報なのかなとは思いつつ伺わせていただきました。2011年の地震の際も、パートの方と障害のある働いている方が二人しかその事業所に残ってなくて、パートの方はもう自宅に帰らないといけない。でも、ご本人を一人で帰すわけにはいかないし、どうしたらいいかという問合せが支援機関のほうに入って、バイクで迎えに行ったという話を聞いたことがあるんですけども、恐らく文京区内で、区民の方ではないけれども、お勤めの方で自宅に戻れないというケースも出てしまうのではないかな、ということをお願いしながら伺わせていただきました。ありがとうございます。

障害者基幹相談支援センター：はい、ありがとうございます。

実際、当事者部会員の方にも企業にお勤めの方もおられます。しかし大体、お話ししているときに皆さんが何となく想像されているのは、ご自宅での被災が多く、じゃあ家にいたほうがいいよね、という話になることもありますが、確かにお仕事中に被災されるケースも大いにあり得ると思います。全てのケースをシミュレーションすることはなかなか難しいとは思いますが、この場でいただいたご意見も部会へご報告して、想像する範囲を広げさせていただけたらと思います。ありがとうございます。

志村副会長：一般就労されている方々への情報提供やネットワークづくりは、まさに災害時が大きな課題になるんだな、ということをご改めて気づかせていただきました。

かつて、就労支援センターのほうで、金曜日の夜とかに、月に1回、何か食事会みたいなのをされていました。ああいうのは、今でもやられていますでしょうかね。

障害者就労支援センター：今も継続しております。

志村副会長：何かそういうところで、今後、気をつけておいたほうがいいのか、何かの機会に簡単な情報提供があってもいいかもしれないですね。

障害者就労支援センター：そうですね。生活講座というソーシャルスキル等を学べる機会、事業も行っているんで、そういったところでもお伝えできるといいかもしれないですね。

志村副会長：そうですね。ありがとうございました。

今回の当事者部会は、昨年度の防災館の体験から一歩進んで、避難のときの薬の話が共有されまして、区の方々から本当に貴重な情報をいただいて、先ほどの資料にもありまし

たように、3段階ぐらいのネットワークが組み込まれているんだという、安心材料をいただけたような気もしました。それでも1週間分ぐらいのお薬を用意して、それから能登半島の事例として緊急時の処方箋の話も聞かせていただいて、お薬手帳、マイナンバーカードの重要性みたいなものも確認できたかなと思いました。

それと、当事者部会の委員の方ほとんど全員が服薬されているんですけども、やはりお薬の数が非常に多いですね。そういったときに、自分自身でもそうですけれども、持っていて管理しながら避難することは、大変なことなんでしょうと思います。ふだんからの準備、それに対する情報提供という意味では、今回、大事な確認ができたかと思います。

当事者部会の方々にお伺いする中で、三つぐらいのパターンがあるような気がいたしました。一つは、今回話を聞いて、しっかり準備をしなくちゃと意識を持っていただいた方、それから、グループホームで生活されている方は、薬の情報、避難のことなど、その支援をグループホームの方に任せているという、そういう情報、状況もありました。そこで、本人の方が理解されていることは、グループホームの方との認識の共通ということができましたので、しっかりとした信頼関係の中で準備されているなということが分かりました。

あるいは精神障害のある方で、自宅で生活をされている、地域生活をされている方では、もう準備万端という方もいらっしゃる、障害の当事者の方々でもやっぱりそういう方々がいらっしゃるので、継続的な情報提供というのはしていかなきゃいけないかと思いますし、また、一般就労されている方々の情報提供ということについても、今後の課題として、せっかく今回、非常にいい話し合いができましたので、当事者部会からの情報提供という意味において、これは一般区民の方々に対しても、多くの方に共通して理解しておいていただけると安心材料になるような、そんな話だったかと思います。今後、当事者部会からの発信という意味で、また高谷さんのほうにも考えていただけるとよろしいかと思いました。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、子ども支援部会のほうで、最後になってしまいましたけど、向井さんのほうからお願いしたいと思います。

向井部会長：はい、子ども支援専門部会のほうからご報告します。

子ども支援専門部会はこれまで第3回まで開催いたしました。

まず第1回に関しては、子ども支援専門部会の第2回の研修会を主に検討いたしました。そのほかに、子ども支援専門部会の全体の検討として、例えばキーパーソン不在による責任の所在が曖昧になって、支援が部分的に終わったり、保護者への過度な負担も課題になったり

していることや、支援の切れ目が制度の分断を生じさせることを懸念し、全体で子ども中心のネットワークを構築することが必要ではないかという意見も出されました。

このような意見を踏まえて、第2回は研修会を行いました。テーマは「教育と医療と福祉の顔が見える関係を深める～切れ目をつなぎ目に～」とし、80名強の方たちにご参加いただきました。福祉だけでなく、教育関係の方たちも多くご参加いただきました。

その中で、地域資源の現状として、新しく文京区に開設された児童相談所について、その役割をご説明いただき、あるいは放課後等デイサービスの現状に関して、具体例を発表していただきました。

その後は事例検討を行い、様々なご意見が出てきました。主なところを申し上げますと、ご家庭が安定していても支援は続く必要があり、安定期を支援の空白にしない視点が必要ということで、何か突発的な事象が起こったときだけではなく、普段からの支援の必要性なども語られていました。それから、こちらは子どもに関する支援で頻出のテーマではありますが、支援の中心が保護者主導になっていないかという視点ですね。ご本人の意思というか、子ども中心の支援とはどういうことなのか、ということをやはり考えていかなければいけないという意見も出されておりました。

それから、やはり昨今のSNS等の問題もそうですが、間違った情報が広く拡散している現状を考えると、やはり信頼できる地域のネットワーク、情報発信というものが必要ではないのかという課題も出されました。

最後に高山先生からも、強い紐帯ではなく、より緩やかなつながり、弱い紐帯を地域の中で育てていくことが重要ではないのかという提言も出され、この第2回の研修会は終わりました。

以上の研修会の内容も踏まえまして、第3回の部会を9月に行いました。

第2回の研修会の後にアンケートも行いまして、様々なご意見を出していただきましたが、少々特徴的な回答がありまして、今回、研修会が顔が見える関係づくりという点もテーマにしてはいたのですが、アンケートを取ってみると、顔が見える関係を構築できたかどうかという回答は、実は半数だったんですね。そのため、今後、顔が見える関係づくりを目指した研修会のさらに先を考えていかなければいけないなという、来年度の課題が出されました。

そのほかに、第2回研修会の振り返りの中で、幼稚園から中学、あるいは支援学校など、一貫した支援をしていくためのつなぎ役を明確にしていくことが大事なのではないのかとか、あと、個人情報保護という課題も出され、あとは高山先生からも、つなぐ方法論だけではな

く、価値論といいますか、文京区としての共通価値というのを作っていくことが大事なのではないかという提案も出されて、非常に本質的なご提言が出されたかなと思います。

その後、事例検討も行いまして、大体大きく三つの視点でまとめていきました。

一つ目の視点として、特性理解と切れ目のない支援体制づくりという視点では、やはり18歳の壁がどうしても制度上あることを考え、そこを踏まえて、もう既に10代の後半から、具体的には15歳ぐらいから、18歳の切れ目を踏まえたつなぎを考えていかないといけないのではないのかという提言も出され、あと、もう少し各論的なところで言うと、これは就労支援専門部会とも結構絡むかもしれないんですが、特別支援学校の普通科はセンター機能があるので、しっかりつないでくださるんですけど、特別支援学校の普通科以外の方は、なかなかセンター機能が弱くて、支援の取りこぼしが懸念されるというような現状も報告されました。この辺りも重要な課題かなと思います。

それから二つ目の視点として、中高生の相談先という居場所づくりで意見をいただきました。文京区は民間の居場所事業が少しずつ増えてきているんですが、財政的な基盤が大変不安定であるということで、行政の介入、支援が必要ではないのかという提言も出されておりました。

最後に三つ目の視点として、本人中心の支援と意思決定支援というところに関しまして、最初にお話ししたように第1回のお話でもありましたが、やはりどうしても保護者主導になってしまうというか、お子さん自身の意思ということを出発に支援を構築していかなければいけないところ、やはりその専門性が必要ではないのかという点も提言されました。

最後にまとめとして、制度や年齢の分断、断絶を超えて、地域ののりしろを広げるような連携の仕組みがやっぱり重要ではないのかというようなご意見も出されておりました。

簡単な説明になりますが、以上になります。

志村副会長：向井委員、ありがとうございました。

子どもの部会そのものが、この文京区の自立支援協議会運営会議の中では新しい部会ということで、積極的にネットワークづくりをしていただいているということがよく分かりました。ありがとうございました。

夏のイベントのほうも、高山先生からお話を伺いましたけれども、非常に多くの方に集まっていたかまして、やはり子どもを中心とした関係機関の数の多さというのが、ネットワークづくりでも難しいところになってくるのかと思います。安定している時期だからこそ、ネットワークづくりができるということもあるかと思えますし、児相の話も出ましたが、新

たな支援機関ができたことをきっかけにして、ネットワークづくりをしていく、顔の見える関係性づくりをしていく、そういったことの大事さもよく分かりました。ありがとうございました。

いかがでしょうか。皆さんのほうからご意見やご質問、コメント等をいただければと思いますけれども。

子どもより保護者の支援になっていないか、というコメントが二、三回ありまして、まさにその辺りは権利擁護の根っこの部分と非常に重なるところかなとも思いましたし、最後の資料のところでありました、特別支援学校以外のところに通われている生徒さんたちへの情報提供やつながりという意味においては、過日の就労支援専門部会の中でも、王子特別支援学校の小野寺先生からお話がありました。都立の学校であれば、高校であればまだしも、それ以外のところでは、なかなかネットワークづくりは難しい、情報提供は難しいということもありましたし、子どもというと、どうしても小さなお子さんを想像してしまいがちですが、今のお話にもあったように、15歳ぐらいの、そこからの次のステージに向けた支援の大切さはおっしゃるとおりだと思いました。

児童館とかも、そういった子どもたちが本当に安心して行きたい場所になっているかどうか、という議論もあるかと思えますし、ト一横ですか、そういうところに向かわせないための様々な魅力のあるコンテンツづくりというのは、区としても大事なんだろうと思うところがありますね。これは障害とはまた別の問題かもしれませんが、発達障害とか、様々な状況のお子さんがいらっしゃるわけですから、考えなければならぬかなとは思っています。

また、就労選択支援事業に関して、今後、特別支援学校の就学中は何回も利用できるというところの情報提供とか、連携も必要になってくるかと思えますので、本当に大事な部会になってきているかと思いました。

障害者就労支援センター：今、お話のあった就労選択の部分なんですけども、16歳から「者みなし」という形で使えるというのは、就労という切り口にはなりますが、年齢でサービスが切り替わっていくのではなく、者のほうから伸びてつないでいけるみたいな、すごくポテンシャルがあるサービスなのかなとお話を伺って改めて感じました。この就労選択支援事業が、そういった意味で支援の切れ目をなくしていけるような仕組みや形をつくれると、本当にご本人にとってもいい形になっていくんだなというのを感じたところです。

感想です。以上です。

向井部会長：ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、まさにのりしろというか、

18歳ではなくて、16、17、18という形でのりしろになるなというところがありました。

もう一点、あえて少し僕の中での懸念点を言うと、就労選択支援事業が今、B型が必須になっていて、2027年ですかね、A型も始まりますよね。とすると、15歳の時点で、お子さんたちが就労方向にするのか、それとも生活介護の方向にするのかという選択を迫られるなどと思うと、実は、中学生の頃からその将来の設計をしなければいけないかと思います。とすると、我々、放課後等デイサービスが現状、小学生と中高生で分かれているところが多いんですけど、その子の人生全体をどう俯瞰していけるかという点で、やはりすごく大事な役割を持つなというのを今、感じています。やはり保護者の方の相談を受けていても、小学生の頃から、将来の就労をどうしたほうがいいですかって相談を受けることが多いんですよね。なので、保護者さんたちの意識も小学生の頃から18歳のことを考えていらっしゃるということ踏まえると、繰り返しになりますけど、幼児期、児童期の頃から一貫性のある支援というのがすごく必要になるなど。その担い手がどう区内で育てていけるか、あるいはその一貫性のある支援をどこが担っていけるかというところが課題なのかなと。

堂々巡りになりますが、藤枝さんのご指摘のとおりだなと思いました。ありがとうございます。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

今の議論は本当に大事な視点で、就労支援というのは、ただ、その仕事に就くという部分を支援するだけでなく、障害の有無にかかわらず、子どものうちからキャリア教育をどうするのか、どういう形で社会に参加していくのかという、まさにその子の特性や特技をどうすればうまく生かせるんだろうか、可能性を広げていくことができるんだろうか、喜びを感じることができるんだろうか、そういったキャリアプラン、キャリア教育という視座から見えていくことが大事なのだらうと思いました。

そのためにも、やはり障害のあるお子さんたちって、体験格差が言われますよね。小さいうちからいろんな職業の方や職場に触れていく、いろんな大人の姿、社会参加の仕方を見ていくということは、まさにその地域づくりの中で、地域の皆さんと一緒にやっていくことになるかと思います。そういったネットワークづくりもやっぱり必要なのかなと思いました。

それではこれで、各部会からの報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

ここからは、全体を通して少し意見交換ができればと思います。

もう既に意見交換をさせていただいているところもありますけれども、ほかの部会の報告を聞いて、連携の可能性とか、来年の自分のところでこういうことを取り組んでいかなきゃい

けないなんていう、そんな気づきがあったかと思しますので、その辺りを少し意見交換できればと思います。

まず樋口さんのほうから簡単に、それぞれの部会の報告を聞いていただいて、連携の可能性や来年度の部会の在り方、方向性など、何かお気づきの点があれば簡単にご報告いただければと思います。

樋口部会長：はい、ありがとうございます。

本当に各部会、盛んに議論されているんだなということがよく分かりました。

権利擁護部会からのほうは、どんなことを議論したらいいかというアンケートもありました。65歳の引継ぎチェックシートも作ってはいるんですけども、その後の親なき後というのも大きな課題だと、私は支援していて感じています。ご家族の思いを下の世代に宛てて準備されている方もいれば、いろいろなものを残したままで準備されていない場合、ご本人も困るし、支援者も、ご家族が何を残したいのかというのは、なかなか一緒にやりづらかったりします。その中で、権利擁護というのはご本人の問題でもあるし、ご家族にもよく知ってもらって、権利が侵害されないように準備してもらえるといいなというのはつくづく感じているので、そういう点で権利擁護部会と一緒に事例を基にやれるといいな、ということをすごく感じております。

一昨年ぐらいから、子ども部会とのコラボレーションについて高山先生からも言われていて、向井さんともいずれはやりたいですねという話をしているんですけども、就労選択支援というものが出てくると、そこでの切れ目のない支援がどんなふうになるのか、自分もまだ分かっているような、分かっていないようなところです。就労選択支援でどうアセスメントされて、ご本人にとって本当にプラスになるのか、むしろアセスメントで仕事ができせんよとなると、就労選択支援だけでその人の人生の方向性がある程度決まってしまうのもどうなのかなとか。まだ分からない部分もある中で、今、高齢分野の切れ目をやっているんですけども、実際に就労選択支援がスタートすると、そこでの切れ目のないようになるところだったり、先ほど藤枝さんと向井さんのお話を聞いて、親御さんとしては、結構小さい頃から18歳になってからの就労を考えていたり、中学ぐらいになってくると、本人にだんだんそういうことを求められてくるという中で、制度でそうになっていいのか、悪いのかというのは、なかなか難しいところではあると思います。そういうのを私も支援者として知っておかないと、何か間違った支援をしてしまうことや、知識がないから、当事者の方が不利益になるようなこともあるんじゃないかなと思っています。

そういう点では、就労選択支援のパンフレットができるというところで、それを相談地域生活支援専門部会でもどううまく使っていかとか、何か連動してやれるといいなというのは強く感じました。

以上です。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

恐らくこれは、次年度早急に動いていかなければいけないところだろうと思いますので、今の話を受けて、就労支援専門部会の藤枝さんから少し全体のコメントをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

障害者就労支援センター：ありがとうございます。就労支援センターの藤枝です。

本日、お話を伺って、以前からもですけれども、正直、どの部会も何かしら関わってくるなど正直思っています。もう全部つながっているなというところで、特に今、就労支援専門部会でテーマとしている就労選択支援事業も、意思決定支援や、動機づけ支援、また、切れ目のない支援をどうつないでいくかというところなど、それってどこの部会の中でも、本日もキーワードとして出ていたのかなと思うと、どこともいろんなセッションができるんじゃないかなというのが思っているところです。

この後、また今年度の全体会のご説明もあると思いますが、就労選択支援事業をテーマにしたご報告を就労支援専門部会からは考えています。例えばそういうところでも、各部会の方からの就労選択支援事業に期待することや、課題感、こうなってほしいなとか、そういうものも、例えばお一言ずついただくとか、そういう形で全体会でのセッションもできるのかなと感じました。以上です。

高山会長：少し情報として、昨日、地域福祉推進協議会がありました。来年、障害者・児計画を立てていくんですが、新しい計画の中に、若者計画を作るんですよ。若者計画というのは、19歳から39歳までの人たちを対象として、その年代のいろんな問題をどうクリアしていこうかみたいなところの計画を立てるもので、これは、横断的に省庁、文京区の中で作らなきゃいけないということなんですけども、例えばひきこもり、ニート、あるいは不登校からひきこもりになっていくということも含めて、若者をターゲットとして、文京区が課を超えた形で計画を立てていくというのが新しくできていくんですね。そのときに、若者の就労支援をすごく重要視されている計画もありました。

ただどう考えてもおかしいのは、何で障害のある子どもたちが就労のことをすぐ考えなきゃいけないのかということなんですよね。例えば今、大学生だって自分探しをしている人は

いっぱいいるわけですよ。分からない人はいっぱいいるのにもかかわらず、障害の人たちは、健常の人たちよりも出会いが少ないし、極めてそういういろんな機会が少ないはずなのに、何か就労だけを先走って決めていくことで、また極めて限定された形になっているということ自体がおかしいと思うんですね。

だから、そこら辺をどう解決するかといったときに、やはり小さい頃からの意思決定支援として、基本的に計画相談が大切だと思うんですね。これがずっとつながっていく。計画相談を豊かにしていくような形をどう作れるか、ということが全部に集約されていくんじゃないかなと思っているんですが、これがなかなか難しいという部分もあると思います。

もう一つは、専門部会でコラボレーションをもっともってしていく必要があるかなと思っています。子ども部会のところで、切れ目の検討をやってはいますが、切れ目があることによって、大人になったらどうなっているのかというのが見えてくるわけですね。だから、大人からのところからフィードバックして子どもたちにと、こういうのが自然という、そういう流れをつくっていく必要があるんじゃないかなということと、昨日、権利擁護専門部会があったんですけど、権利擁護って、ある意味で部会の横串を刺せるところだと思うんですね。権利擁護専門部会が何となく権利擁護専門部会だけで話し合っても難しいんじゃないかという、何か空中戦になっちゃって、だから、権利擁護部会は、もっとコラボレーションをしていく、何かそういうコーディネート役みたいな形でできると面白いんじゃないかなと少し思ったりもしました。

以上です。

志村副会長：ありがとうございます。全体に関する貴重なご意見だったと思います。

今、権利擁護専門部会が全体の横串というお話があったので、権利擁護は最後に回させていただきます。当事者部会を先にしましょうか。

障害者基幹相談支援センター：はい。では、事務局の高谷からお話しさせていただきます。

権利擁護専門部会さんのほうから、当事者委員の方に権利擁護のご質問をいただいたんですけど、やはりご本人の方たちにご質問、お答えいただくには、実際に困っている部分はどうかというところをお伺いするには、やはり当事者の方たちに分かりやすいようにする必要がありますかと思っています。権利擁護専門部会の中でも「何を言っているか分からない」「難しかった」というようなお話が出るように、やはり当事者部会の中でも、いつもそういう話が出るんですね。

ご本人たちが参加されて、ご本人たちの視点で話ができるという意味では、当事者部

会はすごく大切な部会だと思って取り組ませていただいています。参加してくださっている委員の方たちも、すごく意欲的に取り組んでくださっていて、いつも他部会の傍聴もしたい、日時を知らせてほしいとおっしゃってくださっていて、文京区内でどういうことが行われているのか、障害を持っている人たちに対してどんな話がされているのかということにすごく興味を持っておられます。なので、ぜひ、ほかの部会とも一緒に取り組める部分があればなと思っております。あとは、すみません、部会の意見というよりは私の個人的な話になりますが、今、子ども支援専門部会や就労支援専門部会で、やはり学齢期を初めとして、お子さんの支援というところを、また若者計画というところも盛り上がっているんだと思いますが、当事者部会の中に、やはりどうしても大人の方たちの話しか反映されていない部分もあるので、今後の取組として、そういったお子さんたちの声といいますか、どう吸い上げていくのかはなかなか難しい課題かと思うんですが、そういった視点で、大人の障害を持たれている方たちだけではなく、子どもの方の視点や気持ちといったところも、今後取り入れていけたらいいのかなというのを、本日参加させていただいて思ったりしました。ありがとうございました。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

そうですね。子どもの視点ということで、小さいうちからの計画相談が大事だという話が高山先生からもありましたけども、小さい頃から障害の有無にかかわらず、大きくなったら何がしたいという、そんな話をざっくばらんにし始めることができれば、就労と結びつけるのではなく、大きくなったら何がしたい、何が好きなの、そういうキャリアの在り方というところを計画相談の中に盛り込んでいくと、どんな人たちとつながっていったらいいのかというところも関連してくるのかな、と思って伺っておりました。

それでは、子ども部会、向井さん、お願いいたします。

向井部会長：はい、ありがとうございます。

高山先生からのお話もすごく示唆的で、いろいろ考えさせられました。

やはり高山先生のご指摘のとおり、何で障害のあるお子さんが小さい頃から就労のことを考えなければいけないのかって、これ、実はつながっていくと、親なき問題に関わってくるわけですね。やはり親御さんたちが不安だから、自分たちが早く亡くなるかもしれない、だから何とかしなきゃいけないという不安から、早く就労させなきゃ、と。でも本当を言うと、就労を通して、いろんな人と支え合いながら、サポートを受けながら人生を歩んでいくということが大事なんですよね。だから、その子の経済的な自立というのは、自分一人で成

し遂げるわけではないので、やはりそういうところも全部つながっているなという感じがします。

志村先生もおっしゃっている体験格差というか、子どもたちのその体験が就労を目指して頑張れ頑張れというもので果たしていいのかというと、僕はそうは思わないんですね。だけど残念ながら、今、例えば放課後デイに関して言うと、預かり型か、塾みたいな、療育と称して、びしばし訓練しますよというようなところか、二極化しているわけですね。これは結局、お子さんではなく保護者中心になっているというところに全部つながってくるなと思います。だから根本的な問題があると考えたら、18歳以下の課題はまだ本当に難しい問題がいっぱいあるというか、ただ、部会をやっていく中で見えてくることは、やはり子ども中心が大切ということだと思います。どこまで子ども中心でいられるかと考えると、放課後デイや児童発達支援事業を含めて、その専門性もすごく大事なかなと思うので、我々の専門性が一体どこにあるのか、本当に子どもたち中心の支援をやっていくだけの力量があるのかというのを、すごく問われているなと改めて思いました。

あともう一つ、若者計画もすごく興味深いなと思うんですけど、19歳以降のひきこもりとか、精神的なメンタルヘルスの不調というのは、実は18歳以下の経験にやっぱり根差しているんですね。今、小児期逆境体験、ACEという概念も出てきていますので、そうすると、18歳以下の支援が大事なんだなということを改めて思ったところでもあります。

長くなりましたが、以上です。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

かなりハードルが上がったところで、それでは最後に、権利擁護専門部会の新堀さんからお話を伺えればと思います。よろしくお願いします。

新堀部会長：はい、ありがとうございます。

すごくハードルが上がっているなと恐怖を覚えました。先ほど高山先生からありました、権利擁護というのは全部の部会の横串になるようなテーマではないかというご意見も、ちょうど昨日いただいたところでもあります。皆様、いろんな視点からいろんな活動をされていると思いますが、そこに権利擁護の視点という、また違う見方を加えて考えていただくことで、いわゆる連続性や広域性となっていくのではないかというお話だったと記憶しております。

全体、今度はテーマ的に見ていきますと、例えばちょうど昨日、私どもの権利擁護部会でも住まいの問題というも出てきていました。障害があったり、高齢だったりした方が、その

ままマンションや一軒家に住み続けることがだんだん難しくなってきた、その権利をどうやって守っていくのか、というものも多分テーマになってくるだろうと思います。また文京区
の特性によって、文京区に住みたい方、正確に言うと、文京区で生まれたけれども致し方なく
県外の施設にいる方が、物理的、経済的な理由で文京区に戻って暮らすことができないと
いうことも一つの権利侵害であり、それをどうやってクリアしていくかという、そういった
課題は残っているのだろうと思います。

昨日は出ませんでした、ほかの場面でよく出てくるのは、災害時の対策ですね。高齢者、
障害者に関しては、権利が侵害されやすい立場であるということがありまして、せんだって、
7月でしたか、災害基本各法の改正があり、福祉的概念が盛り込まれたところでもございま
す。避難所での福祉的対応であるとか、災害救助法とか基本法、その辺りに福祉的配慮、福
祉的対応の充実ということが盛り込まれているかと思えます。

そういったことを踏まえていくと、災害時、復興時に、誰も取りこぼさない支援を旗印に
自治体が進んでいることもあります、言うのは簡単で、どういう状態になったら取りこぼ
されてしまうのか、専門家のご意見等をどんどん入れていって、当事者の中で、特にご自身
のことについてはっきりと伝えることが難しい方の権利を守っていくことにつながっていく
といいのかなというふうに思えます。また、今度は関連する生活というか、人生の連続性と
いう観点から言うと、障害があろうと、生まれてから成人し、高齢化し、年を取るというこ
とが不可能な時代ではなくなっておりますから、そうすると、ライフスパンにおいて、どの
時期にどんな支援が受けられて、いつ頃にはどんな生活があるのかをご本人がイメージでき
て、どういう生活を自分で組み立てていくのかということの支援がちゃんと連続してでき
ているのか、そういったことがテーマになってくるのかなと思います。

なかなか言いづらいことですが、権利擁護部会でも、特に親なき後の課題に取り組んだと
きに、果たしてこの人の意思表示は、本人なのか、それとも本人のことを思った親の意見な
のか、どちらか分からないとなった場合に、早いうちに、親は一人の人間として確立されて
いて構わないわけですから、ずっと障害者の親という立場で生きているわけではないという
ことも踏まえ、両者の権利を考えると、親は自分の意見、子どもは子どもの意見として協議
し、子どもは自分の生活、自分の生き方として選べていけていたのかということも考えてい
く。そうすると、早いうちから計画相談がつき、権利擁護の仕組みがついていけば、親は自
分の人生を生きながら、子どものことは一緒に協力して、協働して進めていくなんていう生
き方の一つの形がご提示できるのではないかなと思います。

そうすると、結果的には成年後見制度はなくてもいいのではないかと。そもそも権利擁護の仕組みとして、日本の成年後見制度は、権利侵害ではないかとして、見直しに手をつけているということもありますので、将来的に、そういった仕組みを使わなくても権利が擁護される社会づくり、仕組みづくり、それがゴールになってくるのかなと思います。

すると、権利擁護部会の中だけで検討してればいいというものではなく、ほかの部会とコラボしていき、いろんな場面でどういった権利擁護の在り方があるのか、お互いに検討していく、そういったことが次の流れをつくっていくのかなという、大きいことを言っておりますので、3年間のスパンでできるか難しいところですが、そのきっかけとして、まず、どこから手をつけて、どういった成果を上げていくかということがあるのかなと考えているところでございます。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

本当に大事なところで、権利擁護専門部会の方々に横串を刺していただきながら、本当はもう一回ぐらい全体会があってもいいような、そんなところかもしれませんが、高山先生からも話がありましたように、部会をまたいだコラボレーションを来年度以降できるといいかなと思いました。ありがとうございました。

大分時間も押してしまいましたけれども、次の令和7年度の第2回障害者地域支援協議会（全体会）について、事務局より資料の説明をお願いしたいと思います。

事務局：はい、志村副会長、ありがとうございました。

では、資料第2号をご覧ください。

令和7年度の全体会について、前回の運営会議で皆様からご意見をいただいた内容を基に、事務局案を修正しました。

まず、開催日時と場所についてです。令和8年3月3日（火）午後2時から午後5時まで、区民センター3Aにて開催します。昨年度より時間を30分延長いたしまして、3時間開催という長丁場になる予定でございます。

周知対象の方として、親会の委員や専門部会委員の方はもちろん、希望者の方にも参加いただけるよう区報やメール等で周知を行います。

また、就労選択支援をテーマにするに当たって、障害児の関係者の方への周知が必要とのご意見を第1回運営会議でいただきました。つきましては、学校関係者に、特別支援学校や、そうでない学校、大学関係者を含め周知できればと考えています。

また、障害児ご本人、保護者、関係機関への周知も行いたいと思います。

さらに、今、藤枝所長のほうでご調整いただいております、千代田区と中央区の就労支援センターさんのほうも、先ほど藤枝所長から3区の合同会議についてのご説明がありましたけれども、連携して進めていることから、当該地域の方にも呼びかけを行う案もございます。

次のスライドは進行スケジュールを記載してございます。

資料確認を簡単に行います。まず、高山会長から開会の挨拶と自立支援協議会の趣旨説明をお願いいたします。区の現状・制度説明ということで、こちらは障害福祉課のほうから説明をいたしますけれども、今回は、今年度、障害者・児計画をつくるに当たっての実態調査を行っておりますので、その結果を中心にご説明できればと考えております。

続きまして、専門部会から今年度の取組、来年度に向けてということで、各部会15分程度で発表をいただきたいと思っております。昨年度と比べまして、各部会プラス5分の時間を設定しているところでございます。こちらは相談・地域部会、権利擁護部会、当事者部会、子ども部会の4部会にご説明をいただきます。

休憩を挟みまして、就労支援専門部会の取組ということで、就労選択支援を掘り下げていく形で周知、啓発し、一般の方や民生委員の方にも来ていただく形になってございますので、意思決定支援や、本人の可能性を広げる事業という視点を中心にお伝えしていただき、より広く皆様に共感できる内容としてご説明いただければと考えております。

②のモデル事業につきましては、就労選択支援事業に手を挙げている、先ほどお話がありました区内の事業所さんのご協力の下、行えればと検討しております。モデル事例を提示することで、どのような機関が事業に携わるか、具体的にお示しすることで、支援者同士の連携の必要性をお示しできればと思っております。

ですので、先ほど藤枝所長がお話しされたように、各部会の視点から、こういったことに対して望むことのお話をいただけますと、全体としてこれが共有されて、全体としての課題なんだというところがよく分かるのかなと思います。もしかしたらそういったところもお願いするかもしれませんが、そのような企画で考えてございます。

6番が閉会ということになります。

次に今後の流れを記載しております。

3月3日の全体会開催に当たって、来年1月下旬頃には、全体会の点訳資料の依頼ができるよう手続を行ってまいります。専門部会の事務局の皆様には、早めの専門部会開催や報告資料の作成等、ご協力をいただきたく、よろしくをお願いいたします。

雑駁ですが、説明は以上です。

志村副会長：望月係長、ありがとうございました。

いかがでしょうか。第1回の運営会議で皆さんにご意見をいただいて、それに基づく修正をしていただいたということですがけれども、それぞれのご意見が、今回のこの新しい案で反映されているかどうかご確認をいただきまして、ご意見を賜ればと思いますけれども、いかがでしょうか。

高田委員はいかがでしょう。

障害者基幹相談支援センター：はい、ありがとうございます。基幹の高田です。

私は気になったのが、今日、話し合ったことが、この第2回の中でどれぐらい反映できるのかなというところが気になりました。権利擁護部会が横串を刺すというお話もありましたけれども、次年度の見通しとして、項目の4の来年度に向けてというところで、ある程度具体的なプランとしてお示しできたほうが、参加いただいた方にもご理解いただきやすいんじゃないかなと思いました。なので、それをどういうふうに形にするのか、3か年の計画とするのか、またまた5年にするのかとか、少しビジョンといいますか、見通しを、まずは私たちが委員全体で共有できるのかがとても大事なことなのかなと思いました。

この後、最後、時間があれば少しご意見を伝えようと思っていただけんですけども、先ほどから計画相談のことがお話に出ているかと思います。もしこの報告の中でも計画相談ということが増えていくのであれば、やはり文京区の現状を適切に知る必要があるのではとっていて、文京区は令和6年3月時点で、実は23区の中で一番成人の方のセルフプラン率が高いんですね。そういった現状をちゃんと理解した上で、どうしたらその計画相談が普及していくのか、普及という言葉が正しいのか、私としては、制度自体は普及していると思うんですけど、担い手がやっぱり足りていないのか、その辺りはちゃんと整理、精査する必要があるかなと思います。

児童のほうは、セルフプラン率が56.何%だったかな。やっぱりこれもセルフプラン率が高いというご意見があったとおり、半数の方がセルフプランとなっていて、やはりこれはある程度選択の機会が奪われている、選んだ上でのセルフプランならいいんですけど、セルフプランしか選べなかったという現状があるんじゃないかなという、その現状認識をした上で、じゃあどうしましょうかというところをきちんと話さないと、計画相談という立場、役割を本当の意味で果たすのは難しいのではと感じております。その来年度に向けてというところが、今のこれまでのこの1時間半にわたる議論を踏まえて、どういうふうに皆さんとビジョン形成していけるかというのが、もう一回ぐらいこの運営会議をやらないと、内容が詰まら

ないんじゃないか、内容が整理されていかないんじゃないかなというところが、相談支援専門部会の事務局としても、心配になったところです。

以上です。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

そうですね。もしかして、今の高田委員のご意見を伺うと、全体会スケジュールの4と5を入れ替えてもいいかもしれないですね。その区の現状・制度説明のところでも新たに始まった就労選択支援事業の話があるかと思imasので、それを踏まえて、就労支援専門部会の取組を話していただいて、それについて各部会から、じゃあ何ができるんだろうかという、そんな流れというのも考えられるかなと、お話を聞いていて思いました。

どういう順番で各部会の報告をしていただくのかということにもなるかと思うんですけども、そんな可能性はいかがでしょうかね。

事務局：3番の区の現状・制度説明に関しては、就労選択支援に関しては、就労支援部会の5番のほうでご説明いただくような形になっていまして、区の現状・制度説明というのは、去年は、区に何名ぐらいの障害の方がいて、どういう障害福祉サービスを使って、相談機関がどのようなものがあって、というのを説明したんですけれども、今回に関しては、障害者・児の実態調査をご説明することになります。先ほど高田所長がおっしゃった、いわゆるセルフプランのところの調査、計画相談の調査も入ってはいるので、その辺りのお話はできるのかなと思います。

あと、4番の来年度に向けてというところは、先ほどもう一回運営会議というお話もありましたけれども、基本的には、今年度やってきた取組を中心にやっていただくようなイメージではあるのかなと考えています。これから第3回の専門部会があるわけですが、そこでどのようなコラボができるのか、そういうことも含めて第3回は、意を用いて考えていかなきゃいけないのかなとは思っているところ、この全体会の時点で、はっきりと何かが言えるというよりは、少しふわっとしたような来年度に向けてという形にはなるのかなと。

実際に運営会議自体は、来年度に入ってから行われるので、そこは事務局も入って、各部会と各部会の、A部会さんではこういうことを言っているんですけど、B部会さんとしてどうでしょうみたいな、少し調整が入ってくるのかなと思います。この全体会の時点で具体的に来年度に向けてというところまでいけるのか、というところがありますので、基本的には今年度の取組にフォーカスしていただければと思っています。

というところで、第3回の専門部会で、ほかの部会との連携の可能性をお考えいただけれ

ばなと事務局としては考えております。

以上です。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

そうすると、この4番のところは、どちらかというところ、各専門部会から今年度の報告という形が中心になるということですかね。分かりました。

高山先生はいかがでしょうか。

高山会長：高田さんが言ったことはそのとおりで、もしかすると、ここでやるべきなのかよく分からないんですが、文京区でも昔から三つの問題があって、グループホームがない、それから居住の問題、計画相談の問題、場も人材も含めてですね、ずっと続いている問題なんですよ。だから、これをどうするかということと、今、高田さんが言ったように、現状はみんな知っておく必要があるんで、この計画相談だけに関しては別の機会を設けて、我々の中で認識を統一したほうがいいんじゃないかなと思いますね。

だから、そういう機会をどうつくれるのか、そして、そのことを全ての部会が来年度から、きちんと何が問題なのかも含めて、部会の中でも取り上げていただくという、一つの共通したテーマでやっていくと、親会に上げて区に上げていくことができる可能性があるかなと思います。ただ、長年なかなか解決されなくて、何となくもう諦めてきたイメージも出てきていますから、やはりここは根幹だと思いますね。

サービスの利用計画と個別支援計画が連動しているかという話はもっと大事になりますし、そのプロセスの中に、利用者が参画していないことが問題なんですよ。だから、そういうことを解決するために、やはりきちんとした体制をその中でつくらないと、始まらない部分もいっぱいあるかなと思いました。なので、これをどこかで何か別の機会、我々の中で、特に部会長さんたちを含めて、現状を認識する必要があるんじゃないかなと思います。これはどこの区でも、どこの市でも、横浜でもやっていますね。課題がいっぱいありますけれども、大きな問題だと思うんですね。

ただ、今回の全体会は、今年度やってきたことをきちんと伝えていくことと、それから、今言った大きな課題については、皆さんに提示してもいいんじゃないかなと思います。こういう根本的な、ずっと続いている課題があるということ、来年度は取り上げていくとお示ししてもいいかなと思います。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

高山先生、そうすると、3番のところ、調査の報告を事務局からしていただくということ

なんですけども、これ、もし可能であれば、少し学生からの声みたいなところも。

高山会長：そうですね、入れていただいて。

あるいは、私の開会挨拶のところ、こういう大きな問題というのはずっと続いているということも言いたいかな。

志村副会長：はい。分かりました。

そうすると、この2番、時間を詰めるとすると、高山先生の時間を少し詰めていただいて。

高山会長：いいと思います。

志村副会長：全体の課題も話をさせていただき、3番の区の現状のところの調査の話の中で、少し学生の視座を入れていただくような。

高山会長：そうですね。

志村副会長：その後の流れは、4番のところはどちらかというと、今年度の報告の話になっていくと。

開会の挨拶が障害福祉課長から5分ということになっていますけれども、先ほど高山先生から出たような、そういった大きな問題感も踏まえて、来年度以降どうするのかなんていうところも、障害福祉課長とも共有しておきながら流れを作っていたらいいかもしれないですね。

はい、ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

障害者就労支援センター：就労支援センターの藤枝です。先ほどの5のところ、ほかの部会の皆様から期待であったり、課題感だったりというところ、①と②の時間を少し調整させていただいて、ご意見いただける形にできるのかなというのと、就労選択支援についての概要は、この5のところでご説明させていただく形で、ただ、3の区の今の現状で、例えば事業所さんが幾つあってとか、その辺りについてご説明していただくといいのかなというのが2点目。

あと、先ほど高田さんからのお話でもあった計画相談について、就労選択でもなかなか見つからない場合、恐らくすぐに自然とセルフプランで流れていってしまうかと思うので、そういった意味でも、就労選択にももちろん大きく関わってくる課題かなと感じながら、先ほどお話を伺わせていただきました。

以上です。

志村副会長：はい、ありがとうございました。

そうなんですよね。サービスを一つしか使わないとなるとセルフプランだと、そんな流れが出てきてしまうような懸念はありますね。

その辺りも含めて、課題をしっかりと掘り下げていただく。そこを切り口にして、しっかりと課題をあぶり出していただいて、それをどうするのか考えていく大きな流れができていくといいかもしれないですね。

はい、ありがとうございました。

時間が12時過ぎてしまいましたので、今日の運営委員会はこれで終わりということにしまして、また、これ以降の状況、課題の設定、各部会の設定の仕方等々を含めて、最後、事務局からお願いいたします。

事務局：はい、ありがとうございました。

それでは、議題は以上となりますので、ほかに連絡事項がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

事務局：では、今後、各専門部会の皆様に資料作成等の依頼をさせていただくことがあると思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

志村先生、どうもありがとうございました。

皆様、どうもありがとうございました。

では、以上で、第2回運営会議を終了いたします。ありがとうございました。

以上